

# 要 望 書

【令和元年 1 1 月】

福 島 県 水 道 協 会  
会 長 岡 部 光 徳

# 目 次

I. 震災・原発事故からの復興・再生及び令和元年対19号等 からの早期復旧・復興に関する要望	2
II. 令和2年度水道施設等整備費等に関する要望	5
【参考】平成29年度末市町村別水道普及率一覧	9

# 要 望 書

我が国に未曾有の被害を生じさせた東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から8年8ヵ月が過ぎた。

当県では、一時、16万4千人余の県民が避難生活を強いられたが、現在では、避難指示区域も帰還困難区域等一部地域を除き解除され、避難者も4万1千人までに減らすことができたところである。また、避難指示解除の見通しが不明である帰還困難区域についても「特定復興再生拠点区域」を整備し、先行した避難指示解除が目指されているなど、当県復興は着実に進んでいる。

しかしながら、当県復興の大前提となる福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、30年以上という永い年月を要し、さらに今後、燃料デブリの取り出しといったこれまで例のない、極めてリスクの高い作業が控えおり、決して予断を許す状況にない。

さらに、原発事故によって飛散した放射性物質は、現在もあらゆる分野に風評を含めた様々な被害を生じてさせており、我々が携わる水道事業でも、未だに水道水のモニタリング検査を実施しているなど、その影響は今も続いている。

今、我が国の水道は98%を超える高普及率を達成し、社会経済活動を支える重要な社会基盤施設として、国民生活に不可欠なライフラインである。

従って、近年頻発する集中豪雨や地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる危機管理体制の確立が強く求められている。

また、本年10月12日からの台風19号等による記録的な大雨により当県でも多くの河川で氾濫や堤防が決壊し、大規模浸水被害や土砂崩れ等が多発し、住家や水道をはじめとするインフラ施設、農地や農作物に甚大な被害が生じた。

つきましては、震災・原発事故からの当県の復興・再生及び令和元年台風19号等被害からの早期復旧・復興並びに当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を図られるよう強く要望する。

# I. 震災・原発事故からの復興・再生及び令和元年 台風19号等からの早期復旧・復興に関する要望

## 1. 震災・原発事故からの復興・再生

### (1) 復興・創生期間後の復興に向けた基本方針の策定等

復興・創生期間後も確実に復興を推進していくためにも、新たな復興基本方針を策定するとともに、策定にあたっては、被災地の実情をしっかりと捉え、財源を含めた復興を支える仕組みを構築すること。

特に、復興庁後継組織については、復興・創生期間終了後においても国が責任をもって復興を進めることを明確に示すためにも、専任大臣の下、一元的に復興を推進できる体制を確立すること。

### (2) 復興・創生期間後の復興財源の確保

- ① 復興・創生期間後も当県の復旧・復興事業等が終了するまでの間、新たな課題への対応を含む復旧・復興事業は、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、震災復興特別交付税により確実に措置すること。
- ② 復興交付金については、当県復興が完了するまで必要な予算を確保すること。
- ③ 福島復興再生加速化交付金については、復興・創生期間後も含め長期的かつ十分な予算を確保すること。

### (3) 福島復興再生特別措置法等に基づく本県復興の加速化等

復興・創生期間後においても当県復興がさらに加速化するよう福島特措法をはじめとする復興に不可欠な法制上の措置や施策等に必要な見直しを加えるなど、柔軟かつ機動的な対応を図るとともに、復興が成し遂げられるまで、必要な予算を十分かつ確実に確保すること。なお、復興特区税制の対象地域の検討にあたっては、いまだ当県全域であらゆる産業が風評被害を受けている現状などを十分踏まえ、慎重に検討すること。

### (4) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- ① 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立って総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- ② 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組みに対する現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- ③ 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

- ④ 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に努めるよう指導するとともに国としても取り組むこと。
- ⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- ⑥ トリチウム等放射性物質を含んだ処理水の処分にあたっては、原発事故により今も苦難が続く本県漁業関係者をはじめ県民の理解を得られる処分方法を構築すること。

#### (5) 福島第二原子力発電所の廃炉

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉が正式表明されたことから、東京電力に対し廃炉に係る詳細な行程表を早急に示すよう強く働きかけるとともに、原子力政策を進めてきた国の責任として、廃炉に係る諸課題解決に事業者と共に積極的に取り組むこと。

#### (6) 風評払拭及び風化防止

風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対する正確な情報発信をさらに強化すること。

特に、一般消費者等に対し各種モニタリングの検査体制や検査結果など、当県内産物の安全性に関する周知を徹底すること。

#### (7) 森林除染の推進

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。ついては、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払しょくするためにも、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を地元市町村等の意向を十分踏まえながら着実に進めるとともに、地域ごとに異なる汚染や復興状況に留意し、中長期的な観点から予算を確保すること。

特に、「ふくしま森林再生事業」については、復興・創生期間後も、当県内全域を対象として確実に事業を継続させること。

#### (8) 河川、湖沼等の除染

環境回復の観点から河川、湖沼、ダム・ため池（農業用を除く）を除染対象に位置付けること。なお、農業用ため池等の放射性物質対策事業については、実施可能季節が限られること、また、放射性物質への懸念などにより仮置き場の確保や地元調整に時間を要し、事業が立ち遅れていることから、復興・創生期間終了後も本事業の継続と必要予算の確保を図ること。

#### (9) 水道事業者等の損害に対する賠償

水道事業者等が被った損害（水道使用量の減少に伴う逸失利益等々）や放射性物質検査などに伴う職員の超過勤務手当などに対する賠償について、最後まで確実に賠償されるよう、東京電力に対し指導すること。

#### (10) 水道施設の激甚災害法の適用

激甚災害法では、水道施設は適用の対象外とされているが、近年、頻発する豪雨災害で水道施設も甚大な被害を受けており、また、東日本大震災の影響によって新たな大規模地震の発生も憂慮されている。災害が激甚災害に指定された場合は、通常の災害復旧事業の国庫補助より補助率が高上げされる措置が講じられているが、下水道施設と同様に水道施設も激甚災害法の適用となる公共土木施設の対象とすること。

## 2. 令和元年台風19号等からの早期復旧・復興

(1) 災害復旧事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。

特に、上水道施設及び簡易水道施設災害復旧費に対する国庫補助率を東日本大震災並みに引き上げるとともに、補助対象施設等の拡大を図ること。

(2) 被災自治体では、応急作業など現場での対応に迫わる状況にあり、復旧額の算出を行うための査定設計等の速やかな作成が困難な場合があるほか、これら作業には多くの人員と期間を要することから、災害査定に係る業務の簡素化など柔軟に対応すること。

(3) 災害復旧事業については、再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。

(4) 被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業について、最終処分場の確保や広域処理に係る技術的支援、処理費用に対する国庫補助率の嵩上げなど財政的支援を行うこと。

(5) 国土強靱化3ヵ年緊急対策などにより水道施設をはじめインフラの強化が図られているが、水道事業においては、耐震化や老朽化対策が優先され、浸水対策や停電対策が遅れている現状にあることから、防災・減災対策、国土強靱化3ヵ年緊急対策の対象施設の拡大及び要件の緩和を図るとともに、頻発、激甚化する災害に対応するため、同緊急対策の恒久化と拡充を図ること。

(6) 全国的な防災・減災事業緊急防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化を図ること。

(7) 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨、大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

## Ⅱ. 令和2年度水道施設等整備費等に関する要望

### 1. 水道施設等整備事業の着実な実施

当縣市町村における簡易水道等整備費国庫補助事業及び生活基盤施設耐震化等交付金事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※令和2年度当縣市町村における簡易水道施設整備事業計画（国庫補助）及び生活基盤施設等耐震化交付金事業計画（水道施設）は、7頁以降のとおりである。

### 2. 簡易水道統合に係る激変緩和措置と新たな財政支援等

簡易水道国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められ、統合期限である平成28年度末までに事業統合が困難な事業については、本年度まで統合期限が延長されたが、地域事情などから上水道等への統合が難しく、計画通りに統合が進んでいない地域もある。

また、事業統合を終えてから、社会情勢の変化等により当初計画になかった連絡管の布設や遠方監視システムの更新整備等が必要とされることもある。

については、簡易水道統合に係る国庫補助金等の激変緩和措置及び広域連携を推進する場合の補助制度の拡充、統合に伴い不用となった施設等の撤去費用に対する新たな財政支援を講じること。

### 3. 生活基盤施設耐震化等交付金対象の拡充

「生活基盤施設耐震化等交付金」は、水道施設等の耐震化に特化した交付金であるが、その採択基準は、従来の簡易水道施設整備に係る国庫補助事業と同様であるため、すべての簡易水道が交付対象とされていない。

については、特定簡易水道を含め、必要な水道施設の耐震化が推進できるよう、交付対象を拡充すること。

### 4. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。
  - ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
  - ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
  - ③ 制度活用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きを簡素化すること

- (2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。
- (3) 公営企業借換債制度を再度実施すること。

## 5. 公営企業会計の適用拡大における弾力的運用等

簡易水道事業は、住民生活にとって必要不可欠なサービスであるが、当県町村のように住居が散在し、積雪寒冷などの地理的条件の下では、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、公営企業会計の適用拡大にあたっては、事業規模や地域の実情に応じて弾力的な運用を図るとともに、地方自治体の負担を軽減するため、技術的な支援や財政支援措置を拡充すること。

## 6. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域に比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

については、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。



# 令和2年度簡易水道等施設整備事業計画

(単位：千円)

区分	市町村名	地区名	事業名	令和2年度要望額	
				国庫補助基本額	国庫補助額
水道未普及地域解消事業	鮫川村	寅卯平地区	区域拡張	34,372	13,749
	玉川村	四辻新田地区	飛地区域	785,730	196,430
生活基盤近代化事業	磐梯町	磐梯町	基幹改良	18,000	6,000
	平田村	平田村内	基幹改良	6,000	2,000
4町村・4件				844,102	218,179

※令和元年8月時点 福島県水道協会調べ

# 令和2年度生活基盤施設耐震化等交付金事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和2年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
福 島 市	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業	12,650	4,216
	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業 (ダクタイル鉄管)	418,440	104,610
会津若松市	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業	201,040	67,013
	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	48,219	12,054
い わ き 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	206,646	51,661
須 賀 川 市	緊急時給水拠点確保等事業費 基幹水道構造物の耐震化	西 川 浄 水 場 改 築 事 業	166,740	55,580
喜 多 方 市	水道未普及地域解消事業	飛 地 区 域	125,000	50,000
二 本 松 市	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	102,535	41,014
伊 達 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業 (石綿セメント管更新)	82,500	20,625
本 宮 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	60,000	20,000
国 見 町	水道広域化施設整備事業費 広域化促進地域上水道施設整備費	拡 張 事 業	15,000	5,000
川 俣 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	65,203	21,734
只 見 町	簡易水道再編事業	老 朽 管 更 新 事 業	36,303	12,101
南 会 津 町	生活基盤近代化事業	基 幹 改 良 (南 郷)	60,000	24,000
		基 幹 改 良 (中 部)	40,000	16,000
	簡易水道再編事業	統 合 簡 易 水 道	20,000	6,666
北 塩 原 村	簡易水道再編事業	簡 易 水 道 統 合 整 備	120,000	40,000
金 山 町	簡易水道再編事業	統 合 簡 易 水 道	45,855	18,342
	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	60,763	24,305
会津坂下町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	4,000	1,000
棚 倉 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	120,000	3,000
矢 祭 町	生活基盤近代化事業	基 幹 改 良	87,000	21,750
玉 川 村	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	24,115	6,028
18市町村・23件			2,122,009	626,699

※令和元年8月時点 福島県水道協会調べ

# 平成29年度 市町村別水道普及率一覽

【平成30年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	289,031	285,165	98.7%	相馬市	37,979	36,903	97.2%
	会津若松市	121,068	116,431	96.2%	二本松市	56,226	49,423	87.9%
	郡山市	332,824	323,029	97.1%	田村市	36,905	20,687	56.1%
	いわき市	343,618	335,377	97.6%	南相馬市	54,708	46,338	84.7%
	白河市	60,374	58,736	97.3%	伊達市	60,368	54,570	90.4%
	須賀川市	76,251	70,250	92.1%	本宮市	30,656	29,949	97.7%
	喜多方市	47,444	41,975	88.5%	計	1,547,452	1,468,833	94.9%

町	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	桑折町	11,956	11,417	95.5%	塙町	8,697	6,669	76.7%
	国見町	9,140	9,017	98.7%	鮫川村	3,256	1,767	54.3%
	川俣町	13,551	10,867	80.2%	西郷村	20,343	20,020	98.4%
	大玉村	8,845	8,406	95.0%	泉崎村	6,334	5,344	84.4%
	鏡石町	12,340	11,937	96.7%	中島村	4,920	4,758	96.7%
	天栄村	5,359	5,226	97.5%	矢吹町	17,083	16,049	93.9%
	下郷町	5,569	4,740	85.1%	石川町	15,065	11,209	74.4%
	檜枝岐村	602	602	100.0%	玉川村	6,628	5,180	78.2%
	只見町	4,272	3,858	90.3%	平田村	6,150	3,027	49.2%
	南会津町	15,267	15,064	98.7%	浅川町	6,307	6,232	98.8%
	北塩原村	2,671	2,606	97.6%	古殿町	4,963	4,384	88.3%
	西会津町	6,091	4,722	77.5%	三春町	17,831	15,877	89.0%
	磐梯町	3,477	3,451	99.3%	小野町	10,062	4,961	49.3%
	猪苗代町	14,278	13,894	97.3%	広野町	4,004	0	—
	会津坂下町	15,790	14,868	94.2%	檜葉町	2,929	0	—
	湯川村	3,110	3,104	99.8%	富岡町	0	0	—
	柳津町	3,333	3,069	92.1%	川内村	2,169	583	26.9%
	三島町	1,556	1,505	96.7%	大熊町	0	9,000	—
	金山町	2,071	1,800	86.9%	双葉町	0	0	—
昭和村	1,242	1,101	88.6%	浪江町	703	703	—	
会津美里町	20,041	17,275	86.2%	葛尾村	0	0	—	
棚倉町	13,832	13,523	97.8%	新地町	8,214	8,157	99.3%	
矢祭町	5,669	5,395	95.2%	飯館村	0	0	—	
				計	325,720	291,367	89.5%	

注1) 避難指示等により行政区域内単人口を0人で計上した町村(富岡町・大熊町・双葉町・葛尾村・飯館村) ※浪江町は、便宜上居住人口を計上。

注2) 避難指示等により現在給水人口を計上できなかった町村(富岡町・双葉町・葛尾村・飯館村) ※大熊町は町内専用水道の現在給水人口のみ計上。

注3) 広野町。檜葉町は、避難指示区域外であるが、流動人口が多く、正確な給水人口を算出できないため、0人として計上。

	総人口	総人口	給水人口	普及率
県 総 計	市(13)	1,560,390	1,478,723	94.8%
	町(25)	254,535	223,401	87.8%
	村(13)	72,080	61,663	85.5%
	計(51)	1,887,005	1,763,787	93.5%

全国	平成28年度	総人口	給水人口	普及率
		126,914,344	124,312,413	97.9%